

環境や資源の保全の視点に立って

～ごみ処理基本計画の策定に当たって～



蕨市長・組合管理者

頼高 英雄



戸田市長・組合副管理者

神保 国男

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項の規定に基づき、それぞれの市町村が策定します。

これは廃棄物をめぐる長期展望を環境や資源の保全の視点に立って、行政が推進する一般廃棄物処理の施策はもとより、市民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本方針・施策について、社会情勢や各種法令等を踏まえ、定めるものです。

本計画は前計画の策定から既に 15 年が経過し、一部の数値目標を達成しているとともに、一般世帯人員の少人数化や高齢化が進む中、東日本大震災の発生などもあって、蕨市・戸田市の廃棄物処理を取巻く状況等が変化し、収集・運搬、中間処理、最終処分の基本的なルールをはじめ、処理施設の今後の整備の在り方についても検討する必要があることから、新たな計画の策定を行いました。

これまで、蕨市並びに戸田市のごみとし尿の処理は、昭和 34 年以来、蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センター組合の 3 者が力を合わせてきた経緯から、新たなごみ処理基本計画の策定に当たっても、3 者が一体となって取り組みました。

首都に隣接する都市に生活する、約 20 万人の市民と事業者の排出する一般廃棄物を円滑に処理するには、時代の変化に対応できる新たなしくみが必要です。

地球にやさしい安全性を重視しつつ、安定した施設運営を達成できる、ごみ処理基本計画を策定しました。これからも資源を活用し、地域づくりに貢献できるよう、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、計画の実現に全力を挙げていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

平成 25 年 3 月

【目 次】

第1章 計画策定の趣旨	1
1.1 計画策定の目的	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 計画の期間	2
1.4 計画策定に至るまでのフロー	2
第2章 都市の特性	3
2.1 位置、地勢、気候	3
2.2 人口状況	4
2.3 産業、土地利用状況	6
第3章 ごみ処理の現状と課題	7
3.1 ごみ処理体系	7
3.2 ごみの排出状況	8
3.3 ごみの発生抑制及び排出抑制の現状	9
3.4 資源化の現状	10
3.5 収集・運搬の現状	10
3.6 中間処理の現状	12
3.7 最終処分の現状	18
3.8 ごみ処理量実績のまとめ	18
3.9 清掃事業費の現状	19
3.10 両市の関係条例等	19
3.11 上位計画	19
3.12 近隣市の動向	21
3.13 ごみ処理の課題	22
第4章 人口及びごみ量の将来予測	23
4.1 人口の将来予測	23
4.2 ごみ量の将来予測	24
第5章 基本計画の目標と目標達成に向けた施策	27
5.1 ごみ処理の基本理念	27
5.2 ごみ処理の基本方針	27
5.3 ごみの減量化目標	28
5.4 ごみの資源化目標	28
5.5 発生・抑制計画	29
5.6 資源化計画	29
5.7 収集・運搬計画	29
5.8 中間処理計画	30
5.9 最終処分計画	30
5.10 その他の施策等	30
5.11 施策の実施時期	31

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の目的

環境負荷の低減や安定性・効率性などの観点から、持続可能な循環型・低炭素社会を構築するため、平成9年度に「蕨市・戸田市（以下「両市」という）・蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という）」の3者で、「ごみ処理基本計画＜平成10年度～平成24年度計画＞（以下「前計画」という）を策定しました。

この間に、国では循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づいて、リサイクルに関する法律や制度の整備が進み、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）の取り組みを積極的に推進していくことになりました。更に、地球温暖化防止に向けた低炭素社会への取り組みが進んできました。

今後も廃棄物問題は、単に排出されたものの処理にとどまらず、住民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の在り方についても見直し、循環型社会の形成に努めていく必要があります。

両市においては、ごみの処理について、一部事務組合を設置してこの事業に当たっており、ごみ処理に係る課題と処理の更なる適正化を目指すには、両市と組合とのより緊密な連携が求められます。

このため、三者一体となって「ごみ処理基本計画＜平成25年度～平成39年度計画＞（以下「本計画」という）」を策定し、両市におけるごみの処理を計画的に推進するための基本的事項について定めることを目的としています。



1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項に基づき策定されるものであり、基本構想等に即して、一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）を策定するものです。

また、本計画と埼玉県廃棄物処理基本計画は、相互に協力し補完し合う関係にあります。

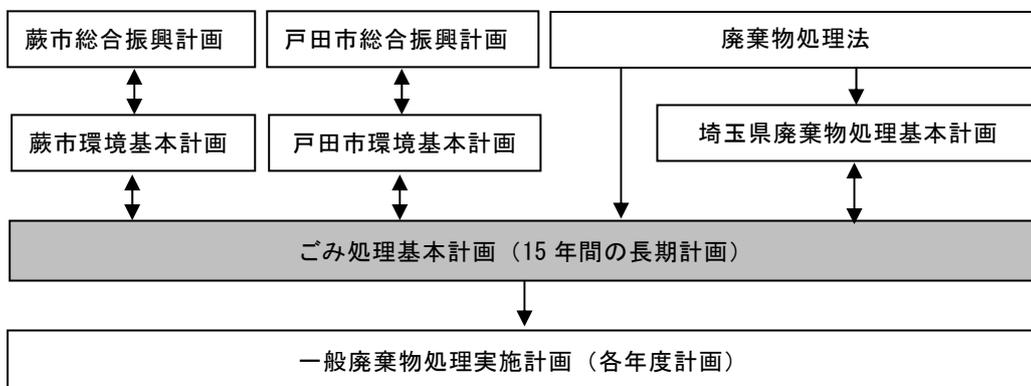


図 1-1 本計画の位置付け

1.3 計画の期間

本計画では、平成25年度を初年度とし、計画目標年度を15年後の平成39年度と定め、計画策定時の前提となる諸条件に大きな変更等があった場合には、随時見直しを行うものとします。この見直しについては、PDCAサイクルにより行います。

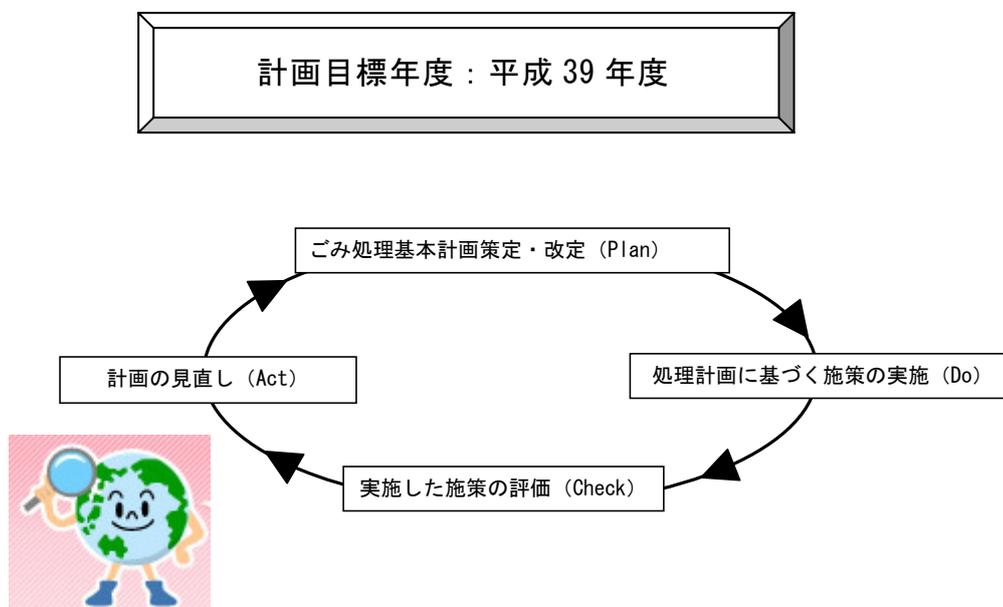


図 1-2 計画目標年度とPDCAサイクル

1.4 計画策定に至るまでのフロー

「ごみ処理基本計画」の作成に当たって、計画策定に至るまでのフローは下記のとおりです。

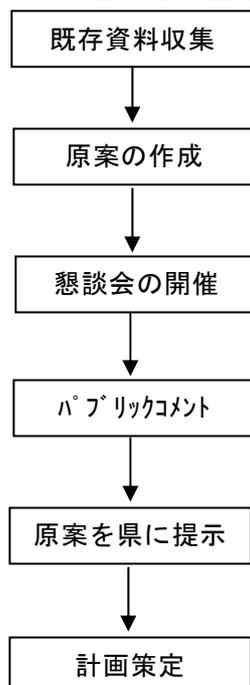


図 1-3 計画策定に至るまでのフロー

第2章 都市の特性

2.1 位置、地勢、気候

(1) 蕨市並びに戸田市の紹介と位置

かつて中山道の宿場町として栄えた蕨市は、埼玉県南部に位置し、成年式の発祥地であることや市域面積が5.10平方キロメートルと全国一のミニ市であり、JR京浜東北線と国道17号線が南北に走り、交通の利便性が高いことから、1平方キロメートル当たり約1万4千人が暮らす人口密度が全国で最も高い市として知られています。住民間の交流が盛んで、各地域におけるコミュニティ活動が活発に行われています。

戸田市は荒川を境に東京都と隣接し、水と緑の空間に囲まれた潤いのあるまちです。市内にはJR埼京線が南北に走り、中山道、首都高速5号線、東京外かく環状道路が縦横に走る首都圏の交通の要衝です。人口は若い層を中心に増えており、平均年齢も若く活気あふれるまちです。



WARABI



(2) 地 勢

蕨市は、川口市、さいたま市、戸田市と接しており、東西4.0キロメートル、南北1.7キロメートルの平坦地で、ほぼ長方形をなしています。1893年（明治26年）に開業したJR京浜東北線蕨駅からは東京駅へ20キロメートル、大宮駅へ11キロメートルと、高い交通利便性ゆえに早くから人口の集中化が進み、住宅都市として発展、全市域が市街地になっています。

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、都心から20キロメートル圏にあります。川口市、蕨市、さいたま市の県南各市と隣接し、荒川を隔てて東京都の板橋、北区に隣接しています。平均海拔4.5メートルの平坦地であり、気候は温暖です。市域は東西に広く、東に17号国道、西に同バイパスと首都高速道路がそれぞれ南北に横断し、北に外かく環状道路が東西に横断しています。また、JR埼京線が南北に縦断し、市内の駅から東京の新都心、新宿へはわずか20分の距離にあり、首都圏における戸田市の重要度はますます高まるものと期待されています。

(3) 気 候

蕨市の平成17年から平成21年の平均気温は15.6～16.5度（最高気温42.3度、最低気温-4.9度）、年間降水量は1,180～1,678ミリメートルです。平均風速は、秒速2.4～2.6メートルです。

戸田市の平成17年から平成21年の平均気温は15.2～16.9度（最高気温39.6度、最低気温-4.4度）、年間降水量は1,057.5～1,618.5ミリメートルです。平均風速は、秒速2.5～2.8メートルです。

2.2 人口状況

(1) 平成22年国勢調査結果から

1) 人口及び世帯の状況

両市の総人口は合計で194,581人となり、平成17年の調査時に比べ7,875人増えました。一般世帯は合わせて87,202世帯で、7,200世帯、9.0%増加しています。また、世帯の状況を見ると、1人で生活する単独世帯は35,424世帯、一般世帯の40.6%となり、初めて4割を超えました。これに伴って、一般世帯の1世帯当たり人員は、17年の2.32人から2.23人に減少しました。

その他の特徴として、蕨市は、65歳以上の2割が単身世帯で、戸田市は単身高齢者が10年前比の2.3倍になっています。

2) 外国人人口

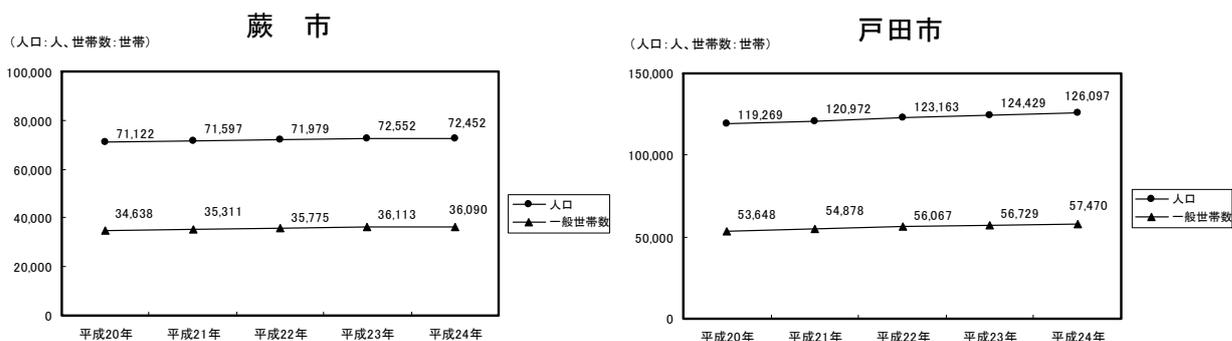
蕨市の外国人人口は2,605人、市内人口に占める割合は3.64%で県内第1位になっています。戸田市の外国人人口は3,349人、市内人口に占める割合は2.72%で県内第3位です。

3) 住宅居住動向

両市とも世帯の少人数化が進み、共同住宅居住が増加しています。3階建て以上の中高層に暮らす高齢者の増加も進んでいます。

(2) 人口及び世帯数の推移

両市における人口及び世帯数の推移は図2-1に示すとおりです。過去5年間の推移を見ると、人口及び世帯数とも増加傾向を示しています。



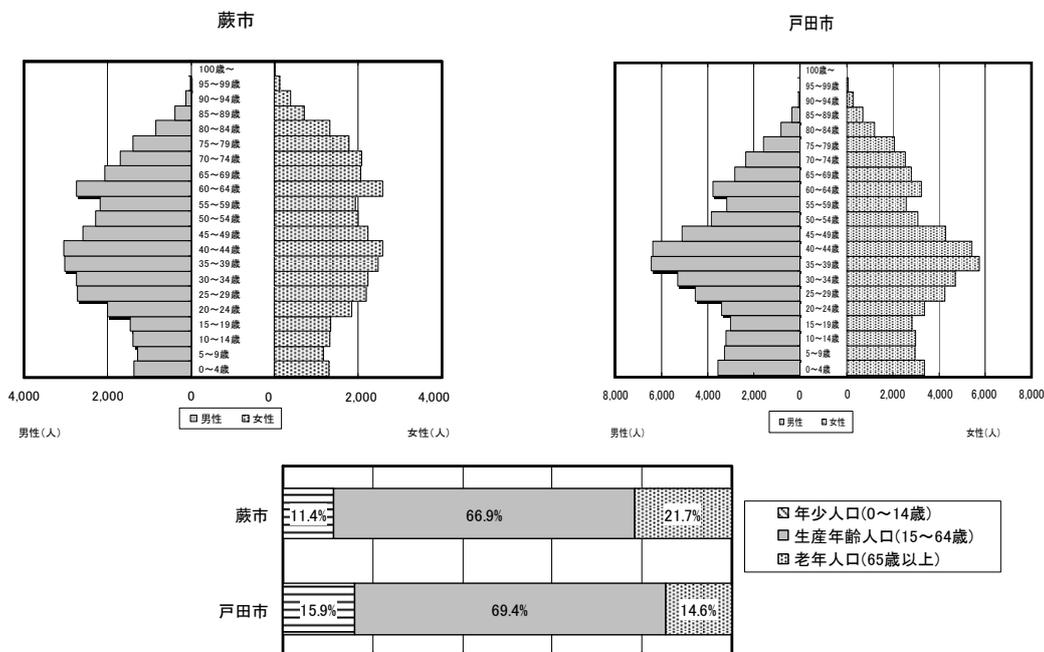
※ 各年4月1日現在

図2-1 人口及び世帯数の推移（住民基本台帳、外国人登録原票に基づく）

(3) 年齢別・男女別人口、年齢3区分別人口

年齢別・男女別人口、年齢3区分別人口割合は図 2-2 に示すとおりです。

蕨市は、老年人口（65 歳以上）が 21.7%であり、戸田市よりも高齢化が進んでいることがわかります。戸田市は、生産年齢人口、年少人口が蕨市よりも多いことがわかりますが、将来的には高齢化になる可能性があります。



※ 平成 24 年 4 月 1 日現在

図 2-2 年齢階層別の人口ピラミッドと年齢3区分別人口割合

(4) 人口動態

両市の人口動態は表 2-1(1)、(2)に示すとおりです。

自然動態を見ると、蕨市は死亡数が出生数をやや上回っているため減少しており、戸田市は出生数が多いため増加しています。

社会動態を見ると、蕨市は転入が転出をやや上回っており、戸田市は転入が多いため増加しています。

表 2-1(1) 人口動態（自然動態）

項目 市名	年次	人口 (人)	出生 (人)	死亡 (人)	自然増加(人)	自然増加率 (千分比)
蕨市	18	68,163	536	538	△2	△0.0
	19	68,104	574	579	△5	△0.1
	20	68,171	501	593	△92	△1.3
戸田市	18	117,013	1,488	654	834	7.1
	19	117,687	1,408	650	758	6.4
	20	118,770	1,442	721	721	6.1

※ 自然増加率はその年の 1 月 1 日現在の人口で算出しています。

表 2-1(2) 人口動態（社会動態）

項目 市名	年次	人口 (人)	転入 (人)	転出 (人)	社会増加 (人)	社会増加率 (千分比)
蕨市	18	68,163	4,605	4,682	△77	△1.1
	19	68,104	4,699	4,589	110	1.6
	20	68,171	4,334	4,227	107	1.6
戸田市	18	117,013	9,781	9,941	△160	△1.4
	19	117,687	9,669	9,241	428	3.6
	20	118,770	10,095	8,821	1,274	10.7

※ 社会増加率はその年の1月1日現在の人口で算出しています。

2.3 産業、土地利用状況

(1) 産業別就業者数

平成17年度の就業者を産業3部門別で見ると、蕨市は第1次産業0.1%、第2次産業22.7%、第3次産業74.3%です。戸田市は第1次産業0.2%、第2次産業25.6%、第3次産業70.8%です。

(2) 事業所・従業者数

両市の平成11年から平成21年の事業所・従業者数（民営）の推移は、図2-3に示すとおりです。事業所・従業者数ともに、ほぼ横ばいに推移しています。

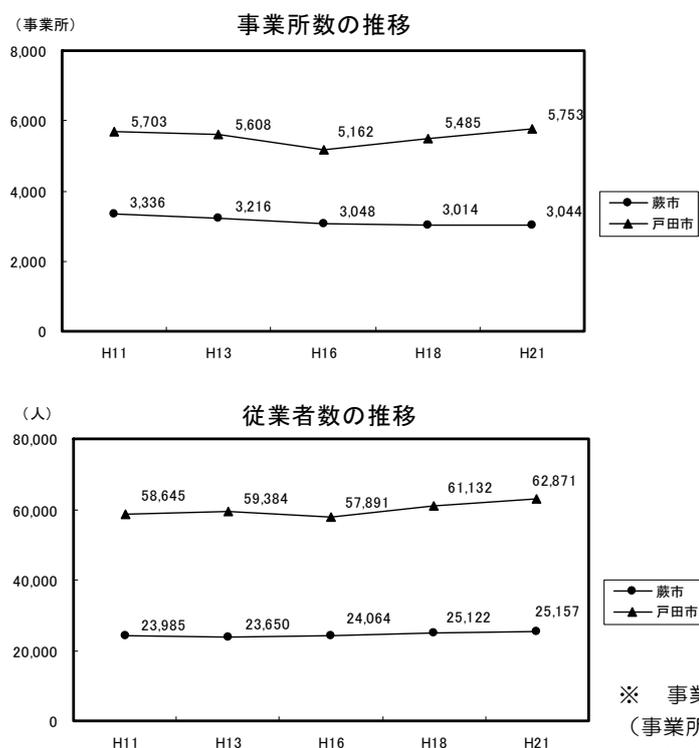


図 2-3 事業所、従業者数

※ 事業所・企業統計調査結果（事業所・企業統計調査は平成21年より経済センサス基礎調査に統合されています。）

(3) 土地利用状況

蕨市は宅地が60.3%を占めていますが、戸田市は雑種地が55.1%、次いで宅地が42.9%となっています（平成22年1月1日現在）。

第3章 ごみ処理の現状と課題

3.1 ごみ処理体系

(1) ごみ（し尿）処理体系

ごみ（し尿）処理体系は図 3-1 に示すとおりです。

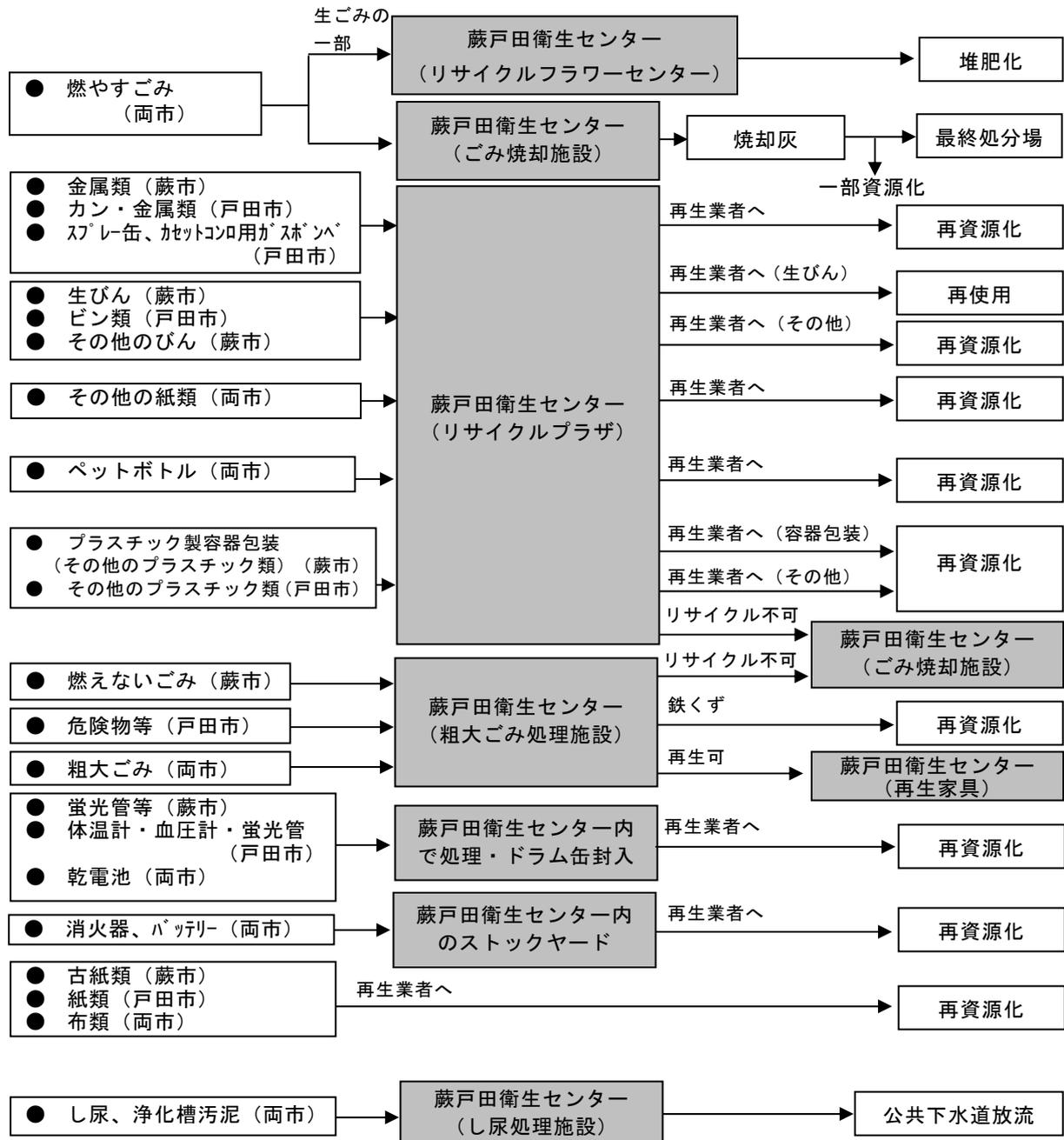


図 3-1 ごみ（し尿）処理体系

3.2 ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量

両市の過去5年間のごみ総排出量は減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。

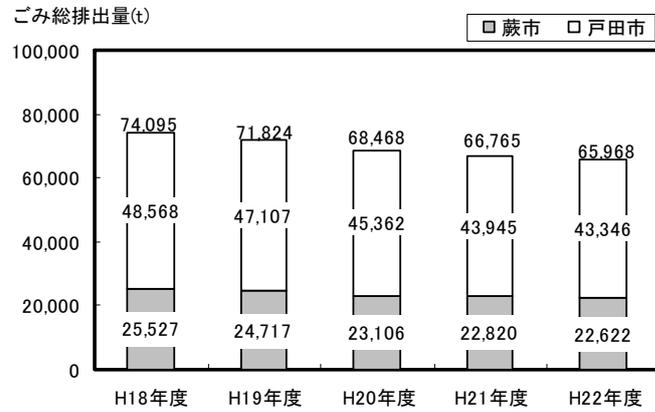


図 3-2 ごみ総排出量の推移

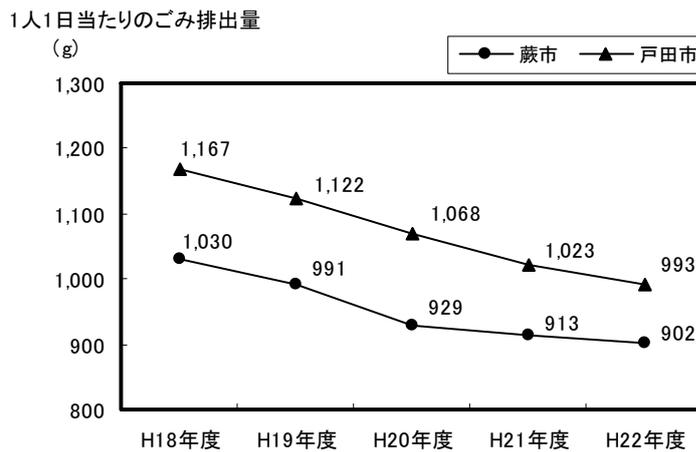


図 3-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移

用語の解説

ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

※計画収集量とは、市が計画処理区域内でごみを収集した量です。

※直接搬入量とは、ごみを排出者自らが処理施設に直接持ち込んだ量です。

※集団回収量とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量です。現在、両市は集団回収を行っていません。

※外国人人口は含んでいません。

(2) 家庭系ごみ搬入量の内訳

ごみ処理施設への両市の家庭系ごみの搬入量の内訳は図 3-4 に示すとおりです。約80%が可燃ごみとなっています。

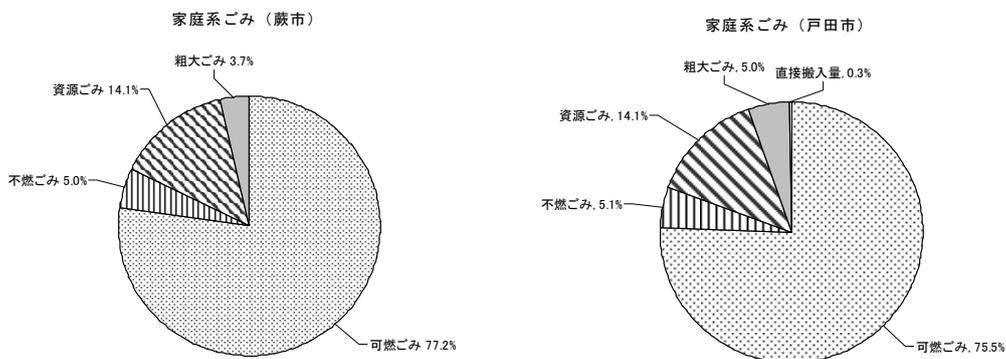


図 3-4 家庭系ごみの搬入量の内訳 (平成 22 年度)

(3) 可燃ごみの性状

ごみ処理施設で可燃ごみの性状を調査した結果は、図3-5に示すとおりです。ちゅう芥類、紙・布類の合計が全体の約60%を占めています。

ちゅう芥類とは、野菜のくずや食べ物の残りなどのごみのことです。

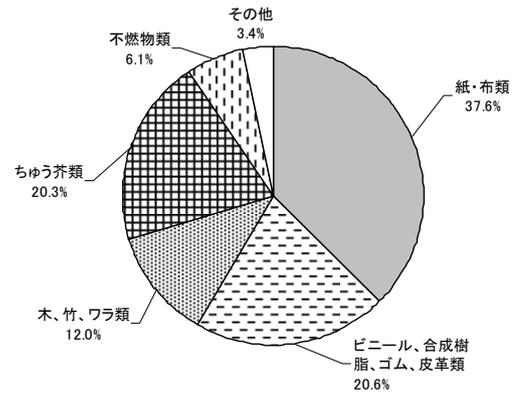


図3-5 可燃ごみの性状(平成22年度)

3.3 ごみの発生抑制及び排出抑制の現状

(1) リサイクルフラワーセンター(組合及び両市)

両市において登録された市民が搬入した生ごみを、再生資源として堆肥に変え、それを利用して花の苗を生産しています。市民と協働で、生ごみの減量と資源化を図っています。

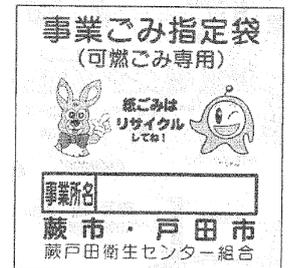


(2) 生ごみ処理容器等(戸田市)

戸田市：生ごみ処理機補助金

(3) 事業系ごみの指定袋制(両市)

平成20年度から指定袋制(ピンク色)を導入して、排出抑制及び他市からのごみの不正搬入を防止しています。



(4) 事業系ごみ手数料(組合)

平成24年8月現在、手数料10キログラム当たり178.5円です。

(5) 粗大ごみの家具を再生(組合)

粗大ごみとして捨てられた家具の中から、比較的状态の良いものを選び、補修・再生し、再利用しています。



(6) マイバッグ運動(両市)

ごみの減量化に役立ち、だれでもできて効果のある、レジ袋は要らないマイバッグ運動です。

(7) フェルトガーデン戸田(戸田市)

戸田市では、庁舎屋上に、生ごみや古布等の資源ごみのリサイクル品を用いた独自の屋上緑化システムである「フェルトガーデン戸田」を設置しています。



3.4 資源化の現状

(1) 資源化量の推移

ごみの総排出量が減少し、資源化量は減少傾向にあります。両市の資源化量、リサイクル率の推移は図 3-6、図 3-7 に示すとおりです。

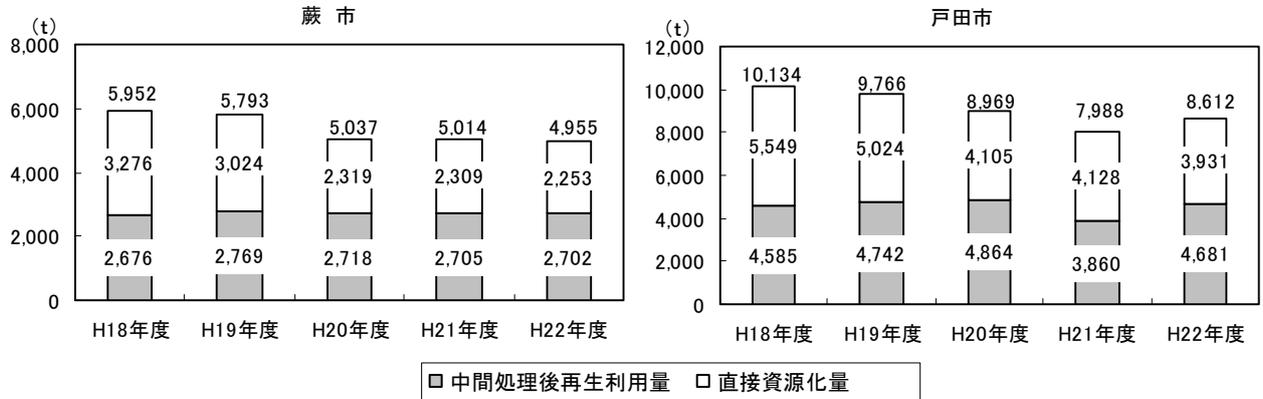


図 3-6 資源化量の推移

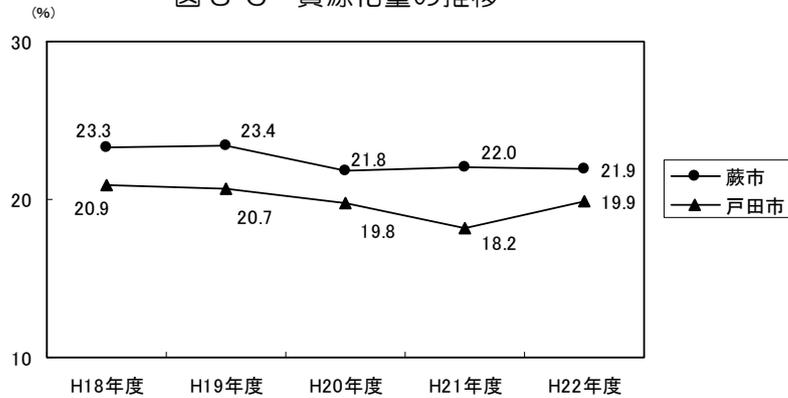


図 3-7 ごみのリサイクル率（再生利用率）の推移

用語の解説

- ※ 中間処理後再生利用量とは、蕨戸田衛生センターで資源ごみ、粗大ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量です。
- ※ 直接資源化量とは、両市が収集した資源物を、蕨戸田衛生センターに搬入せず、直接業者に売却するなどして資源化される量です。
- ※ リサイクル率は、下記の計算式に基づいて算出しています。

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{中間処理後再生利用量} + \text{直接資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(2) 市民の協働

ごみの分別により、市民の皆さんの資源化への関心が高まっています。

3.5 収集・運搬の現状

(1) ごみの分別

1) 家庭系ごみ

両市の家庭系ごみは、次の表 3-1、3-2 に示すごみの分別区分に従って排出され収集されています。



表 3-1 ごみ分別の指定状況（蕨市）

分別区分		
①燃やすごみ		
資源物	②金属類	
	③生きびん	
	④その他のびん	
	⑤プラスチック製容器包装（その他のプラスチック類）	
	紙類	⑥新聞・チラシ
		⑦雑誌
		⑧段ボール
		⑨紙パック
	⑩その他の紙類	
	⑪布類	
	⑫ペットボトル	
	⑬消火器・バッテリー	
⑭蛍光管等		
⑮乾電池		
⑯燃えないごみ		
⑰粗大ごみ		

※ 生きびんとは、そのまま再使用するびんのことです。

表 3-2 ごみ分別の指定状況（戸田市）

分別区分		
①燃やすごみ		
燃やさないごみ	②ペットボトル	
	③その他のプラスチック類	
	④その他の紙類	
	⑤体温計・血圧計・蛍光管	
	⑥乾電池・ライター	
	⑦消火器・バッテリー	
	⑧危険物等	
	資源物	⑨カン・金属類
⑩スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ		
⑪布類		
紙類		⑫新聞・チラシ
		⑬ダンボール
		⑭雑誌・本・辞典
		⑮紙パック
⑯ビン類		
⑰粗大ごみ		

2) 事業系ごみ

蕨戸田衛生センター組合では廃棄物の受付基準を定め、基準を満たすごみについて受け入れています。

(2) 収集の有料化の状況

両市とも粗大ごみに関して有料化(蕨市:1点525円、戸田市:1点200円)を行っています。また、事業者は発生した事業系ごみに対し、料金を支払い自己搬入するか、処分を許可業者に委託する場合は、「事業ごみ指定袋(可燃ごみ専用)」を購入します。なお、業者ごとに収集・運搬料金は異なります。

3.6 中間処理の現状

(1) 中間処理施設の状況

蕨市、戸田市のごみは収集・運搬後、蕨戸田衛生センター組合内の中間処理施設に搬入されます。中間処理施設は「ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設」、「リサイクルプラザ」、「し尿処理施設」、「リサイクルフラワーセンター」があります。



ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設

工事竣工:平成4年3月31日
処理能力:ごみ焼却施設 270トン/日
(90トン/日×3基)
粗大ごみ処理施設 30トン/日
○延命化対策完了済
○燃えるごみをごみ焼却施設で処理します。
○粗大ごみや燃えないごみは粗大ごみ処理施設で処理します。



リサイクルプラザ

工事竣工:平成14年3月20日
処理能力:62.5トン/日
○資源ごみ(金属缶、ガラスびん、紙類、ペットボトル、プラスチック)を処理します。



し尿処理施設

工事竣工:平成元年12月20日
処理能力:40キロリットル/日
好気性消化処理方式(下水道放流)
○し尿と浄化槽汚泥を処理して、下水道に放流します。

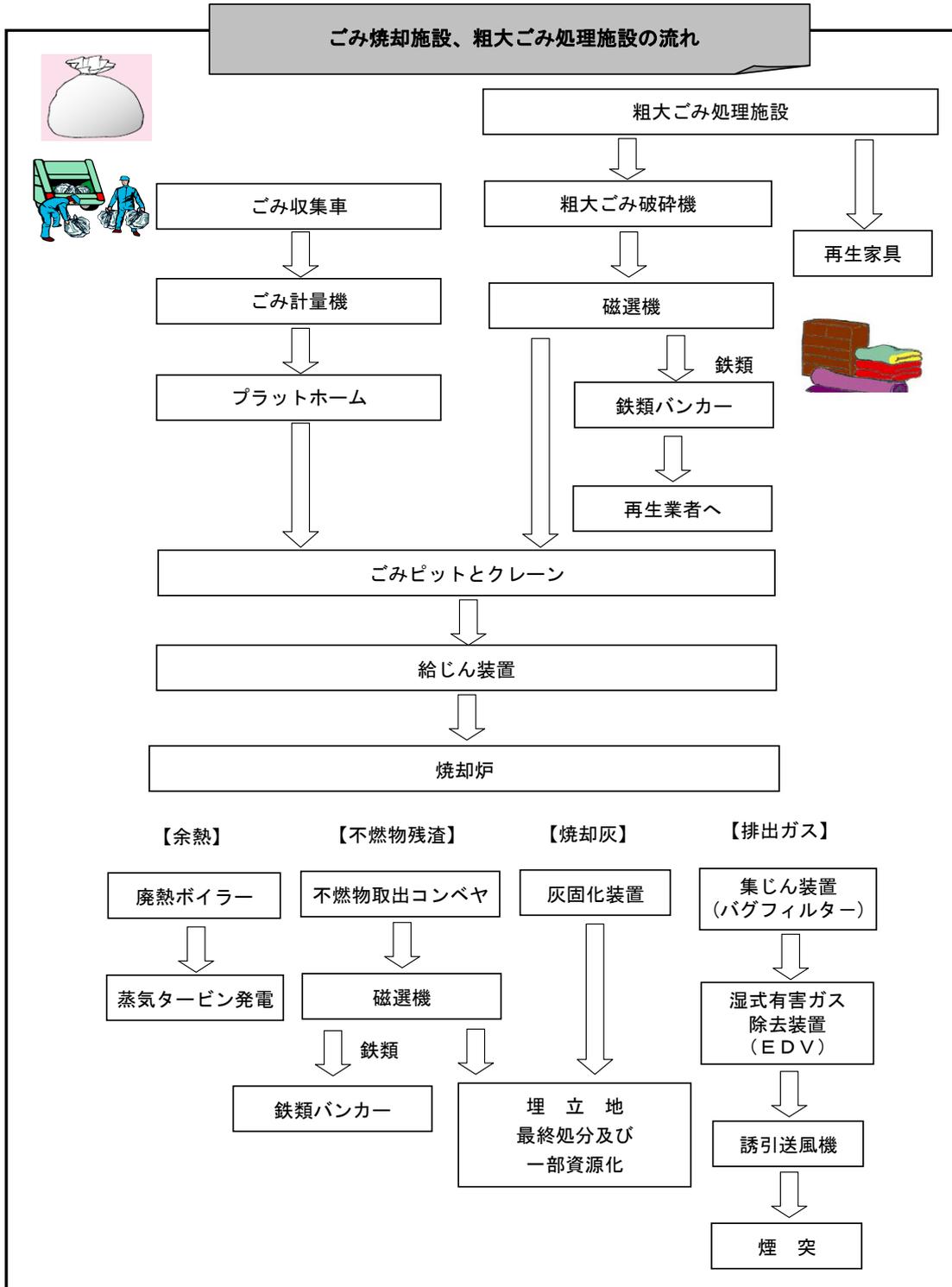


リサイクルフラワーセンター

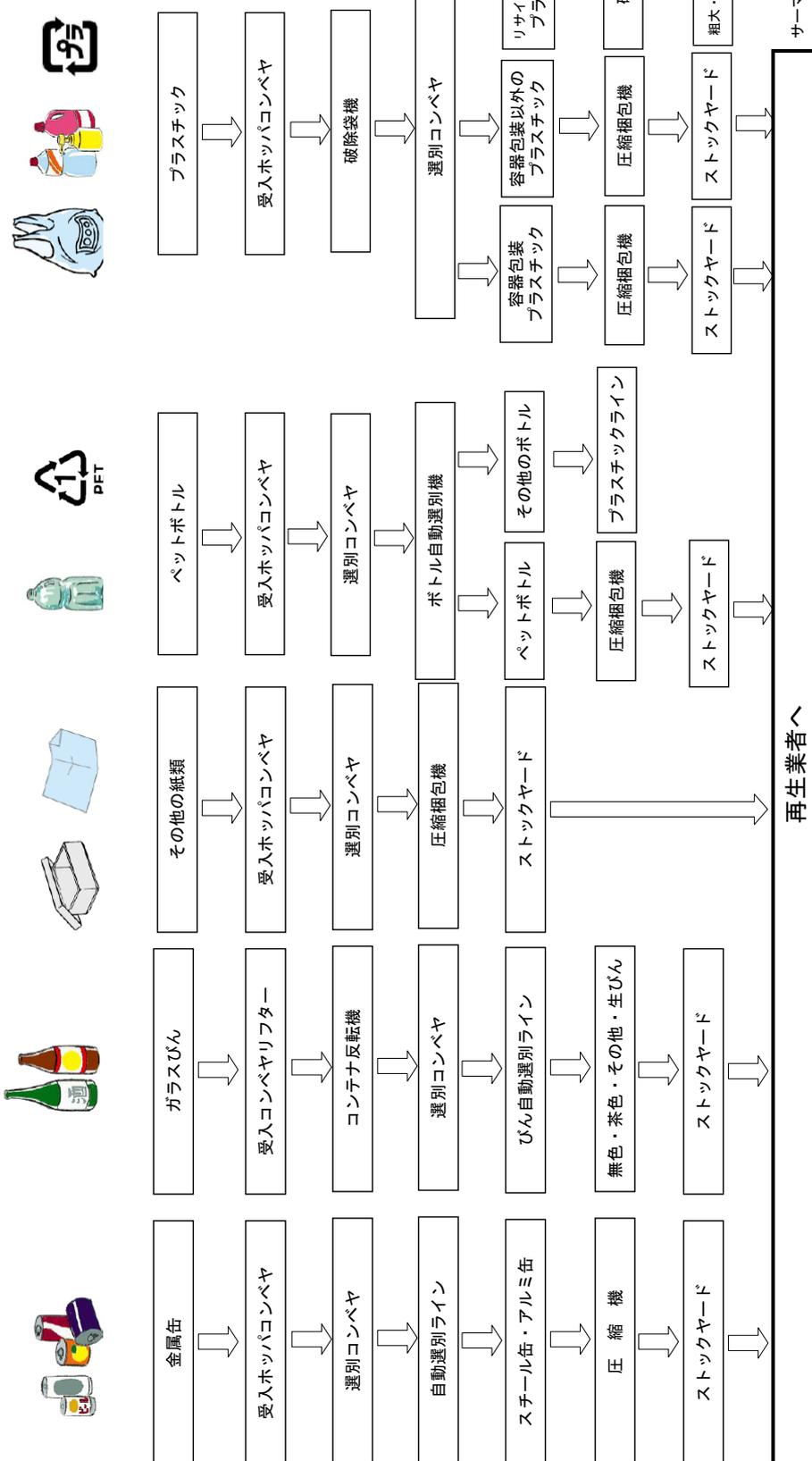
工事竣工:平成21年11月13日
花苗生産能力 約80,000鉢/年
生ごみ堆肥化能力 平均200kg/日
○生ごみを堆肥にし、花苗の栽培に利用しています。

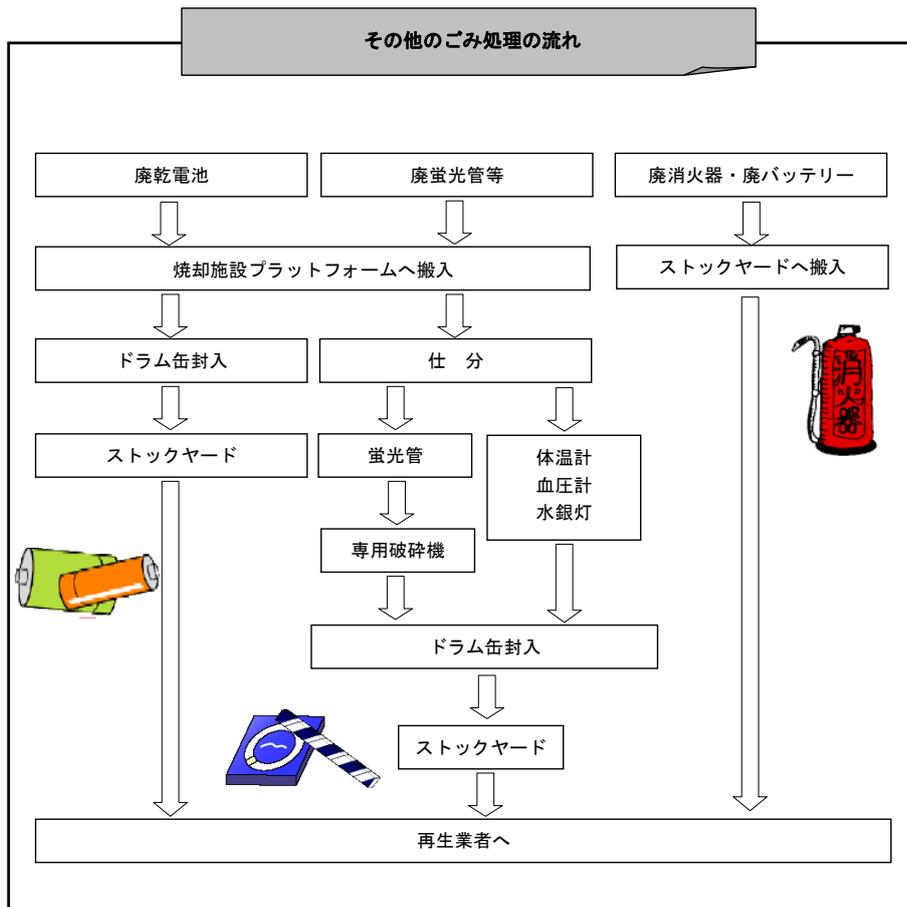
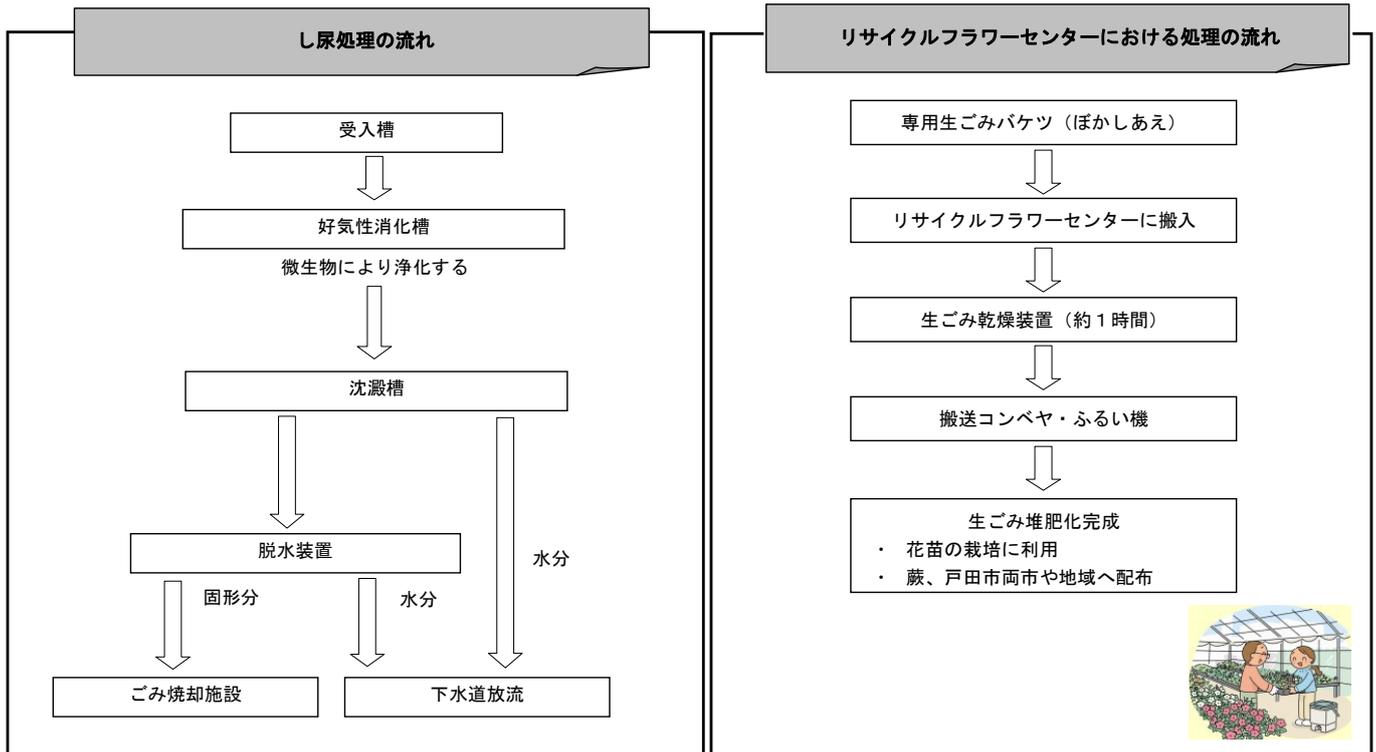
(2) ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れは次のとおりです。



リサイクルプラザにおける処理の流れ





(3) 中間処理の状況

1) 両市の中間処理状況

処理施設への総搬入量の推移は図 3-8 に示すとおりです。両市とも総搬入量は減少傾向にあります。

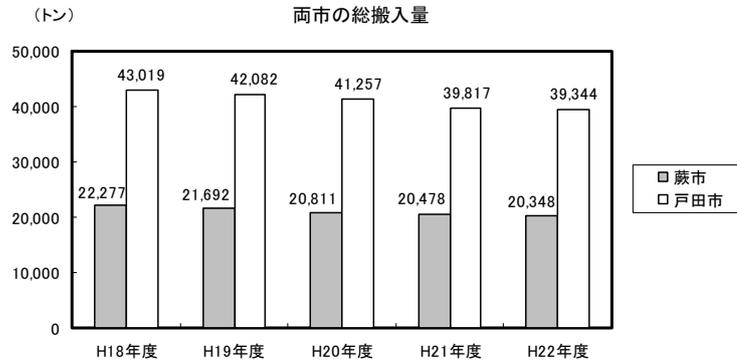


図 3-8 総搬入量の推移

2) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設における焼却量の推移は図 3-9 に示すとおりです。平成 18 年度から減少傾向が続いています。

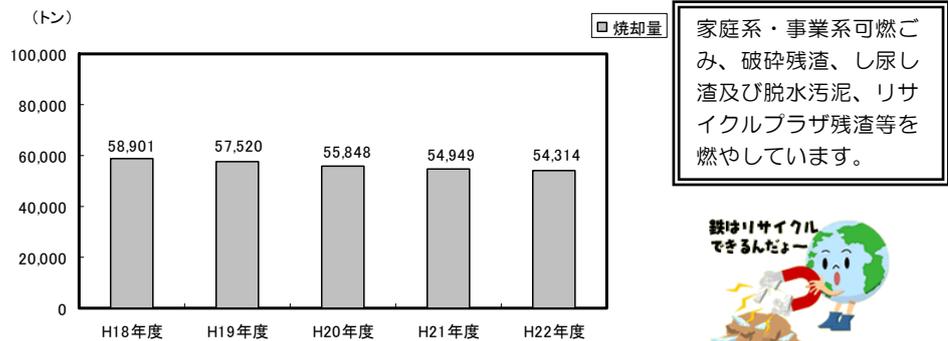


図 3-9 ごみ焼却施設の焼却量の推移

3) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設における処理量の推移は図 3-10 に示すとおりです。平成 20 年度から増加傾向を示しています。

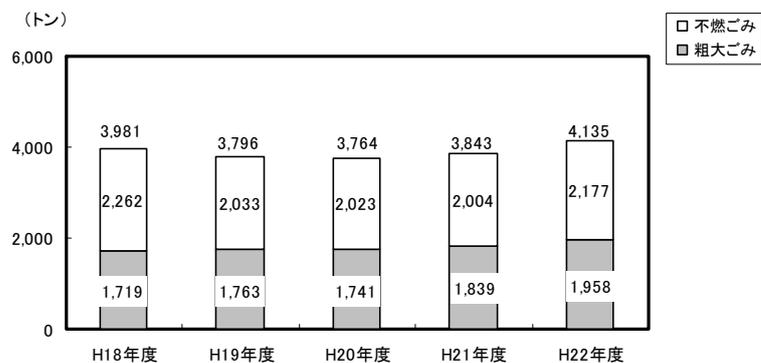


図 3-10 粗大ごみ処理施設における処理量の推移

4) リサイクルプラザ

リサイクルプラザにおける処理量の推移は図 3-11 に示すとおりです。平成 19 年度から平成 20 年度にかけて減少しましたが、その後はほぼ横ばい傾向を示しています。

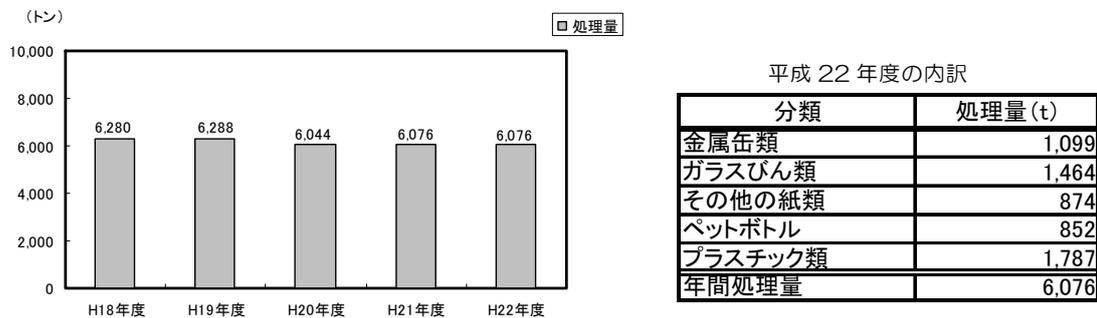


図 3-11 リサイクルプラザにおける処理量の推移

5) し尿処理施設

し尿処理施設における処理量の推移は図 3-12 に示すとおりです。し尿については減少傾向にあるものの、浄化槽汚泥は増加傾向を示しています。

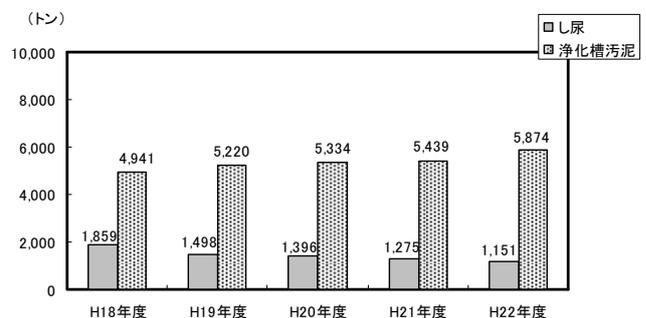


図 3-12 し尿処理量の推移

(4) 中間処理後再生利用量の状況

中間処理施設における資源回収量（中間処理後再生利用量）の状況は図 3-13(1)、(2) に示すとおりです。破碎鉄や焼却鉄など全処理施設からの回収量はほぼ増加傾向を示していますが、リサイクルプラザにおける回収量は減少しています。図 3-11 の処理量に比べ、容器類の軽量化と資源化できないごみが相当量含まれているため、回収量が少なくなっています。

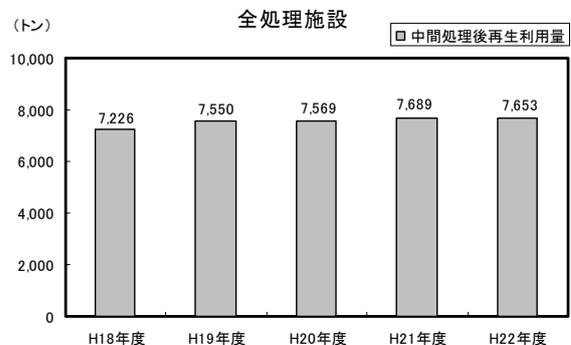


図 3-13 (1) 中間処理後再生利用量の推移
(全処理施設)

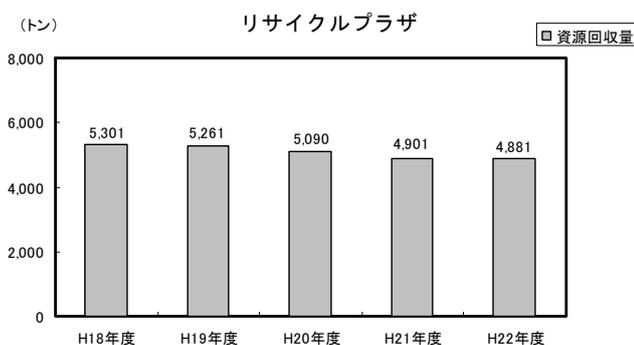


図 3-13 (2) 資源回収量の推移 (リサイクルプラザ)

分類	回収量(t)
スチール缶	391
アルミ缶	408
金属製品	3
無色カレット	547
茶色カレット	400
その他カレット	350
生きびん	92
その他の紙類	796
ペットボトル	746
廃プラスチック	1,135
粗大再生	13
合計	4,881

3.7 最終処分の現状

(1) 最終処理場の概要

組合には最終処理場がないため、炉の下から排出される不燃物残渣は、県の施設である埼玉県環境整備センターに搬出して埋立処分されるか、埼玉県寄居町にある民間施設にて資源化されます。固化灰は一部資源化されますが、それ以外は民間処分場で埋立処分しています。



(2) 最終処分量の推移

最終処分量の推移の状況は、図 3-14 に示すとおりです。平成 18 年度から平成 20 年度にかけて減少傾向でしたが、その後は横ばい傾向です。また、不燃物残渣からの資源化量は図 3-15 に示すとおりです。資源化量は増加傾向を示しています。最終処分場の残余容量は減少しています。更にごみの減量化による処分量の削減が必要となっています。

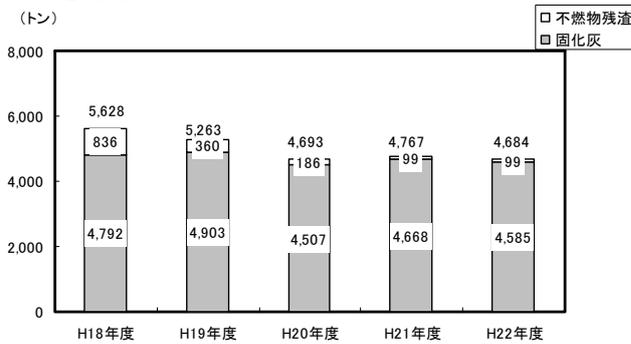


図 3-14 最終埋立処分量の推移 (小計)

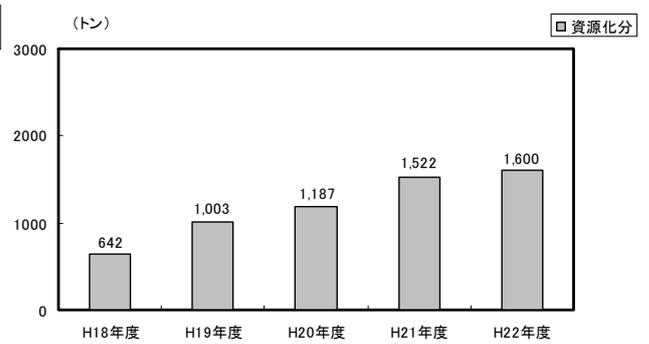


図 3-15 不燃物残渣からの資源化分

3.8 ごみ処理量実績のまとめ

(1) 全体 (両市)

平成 22 年度における、ごみ排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローは図 3-16 に示すとおりです。

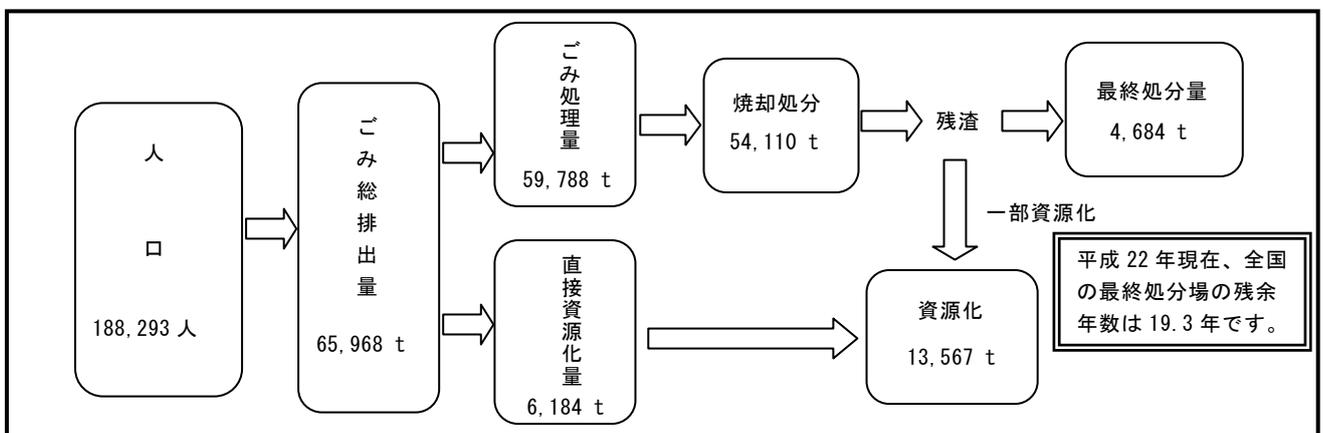


図 3-16 ごみ処理フロー

3.9 清掃事業費の現状

(1) ごみ・し尿処理経費の状況

過去5年間の処理経費は年々減少しており、平成22年度の年間ごみ・し尿処理経費は1人当たり13,374円で、平成18年度の16,369円に比べ2,995円削減されています。

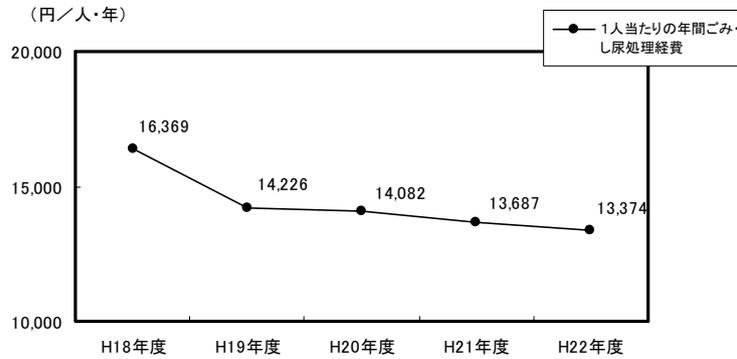


図 3-17 1人当たりの年間ごみ・し尿処理経費の推移

3.10 両市の関係条例等

(1) 廃棄物関連条例等

- 蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- 戸田市一般廃棄物収集運搬業許可業者による蕨戸田衛生センター組合への搬入許可基準等に関する要綱

(2) その他関係条例等

- 蕨市環境基本条例
- 戸田市環境基本条例
- 戸田市地球温暖化対策条例
- 蕨戸田衛生センター組合規約
- 蕨戸田衛生センター組合手数料等条例



3.11 上位計画

上位計画は、主に下記のとおりです。

(1) 第4次環境基本計画

一般廃棄物に対する取組推進に向けた指標及び具体的な目標については、表3-4に示す第2次循環型社会形成推進基本計画を目標としています。特に再使用可能な容器の購入、再生原料で作られた製品の購入など、進捗率が低いものを中心に、目標達成に向けた取り組みを進めるとしています。

(2) 一般廃棄物減量化目標

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が平成22年に改正され、平成27年度における廃棄物の減量化や再生利用の数値目標を、表3-3に示すとおり定めています。

表 3-3 一般廃棄物減量化目標量

項目	平成 19 年度（現状） （百万 t / 年）	平成 27 年度 （平成 19 年度に対する目標値）
排出量	51	約 5%削減
再生利用量	10.3	約 20%から約 25%増加
最終処分量	6.4	約 22%削減

(3) 循環型社会形成推進基本計画

一般廃棄物の減量化目標は、表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 循環型社会形成基本計画における一般廃棄物減量化目標

項目	平成 27 年度の目標
1 人 1 日当たりのごみ排出量	国民、事業者双方に係る取組指標として、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」を平成 12 年度比で約 10%減とすることを目標とします。
1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量	生活系ごみに関しては、国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1 人 1 日当たり家庭から排出するごみの量」とし、平成 12 年度比で約 20%減とすることを目標とします。
事業系ごみ排出量	事業系ごみの「総量」について、平成 12 年度比で約 20%減とすることを目標とします。

(4) 第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画＜平成 23 年度～平成 27 年度＞

一般廃棄物の目標値を表 3-5 に示すとおり掲げています。

表 3-5 埼玉県廃棄物処理基本計画の目標値

項目	実績	予測			目標	
	平成 20 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量(g)	698	698	698	698	642	642
事業系ごみ排出量(千 t/年)	602	563	557	534	478	460
1 人 1 日当たりの最終処分量(g)	65	55	54	51	55	54

(5) 第 4 次蕨市総合振興計画 改訂基本計画＜平成 21 年度～平成 25 年度＞

1) 目標値

リサイクル率を 40%にすることを目標としています。

2) 施策の体系

施策の体系は下記のとおりです。

①ごみの減量とリサイクルの推進

- 市民意識の向上 ● ごみの減量化 ● 分別収集の徹底

②ごみ処理体制の充実

③し尿の適正な処理の推進

(6) 蕨市環境基本計画<平成 25 年度～平成 34 年度>

蕨市民憲章にある「みんなで力を合わせ、住みよい、美しいまちをつくること」を目指しており、従来からのコミュニティ活動をさらに推進し、市民、事業者、市など全てのものの参加と協働により、環境に優しい日常生活を営み、誰もが安心して快適に生き生きと暮らせる具体的な方策を示すことを目的としています。

(ア) 望ましい環境像 みんなでつくる人と自然が共生し、地球環境にやさしい
コンパクト・エコ・コミュニティ『わらび』

(イ) 環境基本計画の基本目標

- 1 (ま ち の 美 化) みんなで保つ 美しいまち
- 2 (地球温暖化・資源循環) みんなで取り組む エコライフのまち
- 3 (緑 ・ 自 然 環 境) みんなで育む 自然共生のまち
- 4 (健 全 な 生 活 環 境) みんなで守る 安心な暮らしのまち
- 5 (環 境 学 習 ・ 協 働) みんなで参加する エコ・コミュニティのまち

(7) 戸田市第4次総合振興計画<平成 23 年度～平成 32 年度>

主な取組としては、「廃棄物の発生抑制対策」、「リデュース・リユース・リサイクルの3Rの促進」、「建設資材の分別解体と再資源化の促進」を掲げ、表 3-6 に示す施策の指標を定めています。

表 3-6 施策の指標

指標名	指標の説明	目標値		その他
		H21	H27	
家庭系 1 日 1 人当 たりのごみ排出量	家庭から排出される 1 日 1 人当たりのごみの量	697 g	683 g	[目標値設定の参考値] 平成 21 年度値 2%減
一般廃棄物の リサイクル率	廃棄物再資源化の比率	19.8% (平成 20 年度)	25.0%	[目標値設定の参考値] 埼玉県一般廃棄物処理事業の概況のデータ
可燃ごみ排出量	年間のごみ焼却処理量	20,763 t	18,815 t	[目標値設定の参考値] 平成 19 年度処理量の 10%減
解体建築物の棟数	分別解体建物の届出数	70 棟	80 棟	

(8) 戸田市環境基本計画<平成 18 年度～平成 32 年度>

ごみに関する望ましい環境像「ごみを減らし、リサイクルの輪をつなぐまち」を掲げ、取り組み方向性として「1 ごみの発生抑制とリサイクルの推進」、「2 ごみの適正処理」、「3 生ごみ堆肥化の推進」を示しています。また、各主体の取組として「市民の取組」、「事業者の取組」、「市の取組」を定めています。

3.1.2 近隣市の動向

さいたま市：「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24 年 3 月）

川口市：「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」（平成 19 年 3 月）

和光市：「和光市一般廃棄物処理基本計画（第4次）

平成 18 年度～平成 24 年度ごみ処理編」（平成 18 年 10 月）

朝霞市：「第4次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」（平成 21 年 3 月）

3.13 ごみ処理の課題

ごみ処理の課題は、表 3-7 に示すとおりです。

表 3-7 ごみ処理の課題

項 目	課 題
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部のごみ集積所において、分別、排出時間等のごみ出しのルールが守られていない。 ・ 外国人世帯や単身者世帯に対する家庭ごみの分別方法の周知の徹底。 ・ 不法投棄（特にリサイクル家電）が増加している。 ・ 粗大ごみの再資源化・減量化。 ・ 資源物持ち去り業者への対策。 ・ ごみ出しが困難な高齢者等世帯への対策。 ・ 戸別収集、夜間収集。 ・ 可燃ごみ中の焼却不適合物が多い。 ・ 廃プラスチックの分別が不徹底。 ・ 収集品目の見直し検討。 ・ 生ごみ、草木搬入量が増加傾向。 ・ 事業系ごみの分別不徹底。 ・ 両市では分別区分の違う品目がある。
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定枝、事業系ごみ資源化の検討。 ・ 小型家電の資源化の検討。 ・ 各施設更新・再延命化の検討。 ・ 非焼却処理への転換の検討。 ・ 高効率ごみ発電の検討。 ・ 蕨戸田衛生センター施設の整備、配置。 ・ 粗大ごみの自己搬入受入体制の検討。 ・ 多目的ストックヤードの整備の検討。 ・ 廃棄物処分手数料（ごみ、浄化槽汚泥）の見直し。
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分量の減量化。 ・ 埋立処分以外の資源化。
その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時における家庭ごみの収集体制の維持やごみ収集車が用いる燃料の確保。 ・ 震災等、被災時の施設運転用水に地下水活用等を検討。 ・ 環境教育の充実。 ・ 緊急時に備えて、自家発電等による全施設の自立運転化。 ・ ごみの排出抑制のための家庭ごみの有料化の検討。 ・ 放射性物質を含む廃棄物による環境の汚染防止。 ・ 地域貢献の検討。

第4章 人口及びごみ量の将来予測

4.1 人口の将来予測

(1) 両市の人口

両市の人口推計結果は図 4-1 に示すとおりです。両市とも将来に向けて、増加傾向を示すと予測しています。なお、この数値は外国人も含めた人口を予測しています。

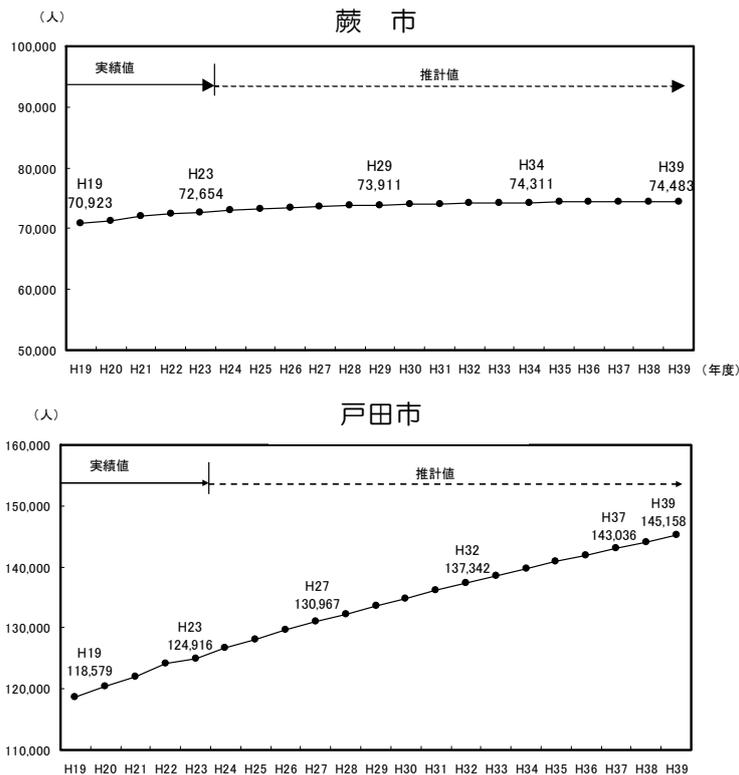


図 4-1 人口の推移と予測（平成 39 年度まで）

(2) 外国人の人口

両市は東京都の区部に近いエリアであることから、交通利便性が高いことにより、今後も外国人人口は増加すると予測します。

(3) 世帯の状況

両市の人口予測を基に推測すると、本計画の期間中には、人口及び一般世帯数は増加しますが、1人で生活する単独世帯が増え、一般世帯の1世帯当たり人員は更に少人数化が進むものと考えられます。

また、両市とも高齢化に伴い、65歳以上の単身世帯が増えていくものと予測します。

(4) 住宅居住動向

現在、両市とも共同住宅居住が増加しています。今後もマンション建設等が行われていくことから、この傾向が続くと予測します。

4.2 ごみ量の将来予測

(1) ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量

人口推計、容器包装の減量化等の社会経済情勢から、両市ともごみ総排出量は横ばいに推移し、1人1日当たりの排出量は減少傾向を示すと予測しました。

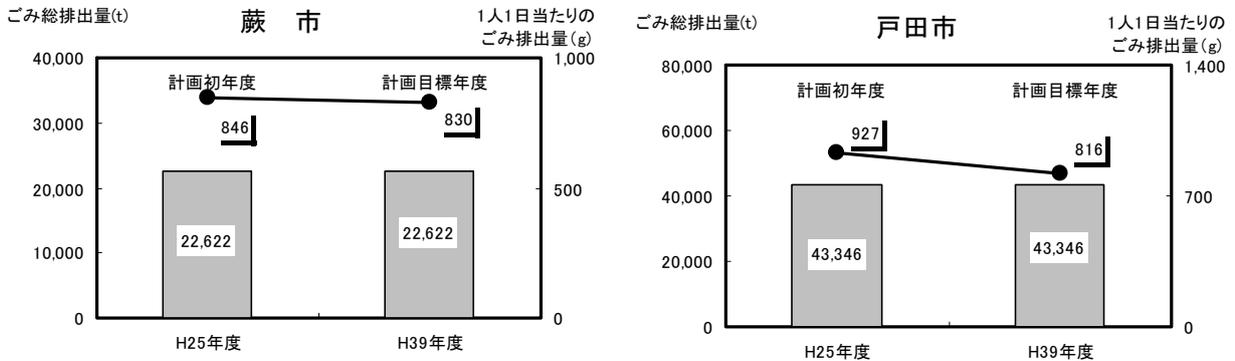


図 4-2 ごみ総発生量及び1人1日当たりの排出量の推計結果

(2) ごみ処理施設への搬入量の予測

両市の蕨戸田衛生センターに搬入するごみの量は、横ばい傾向を示すと予測しました。

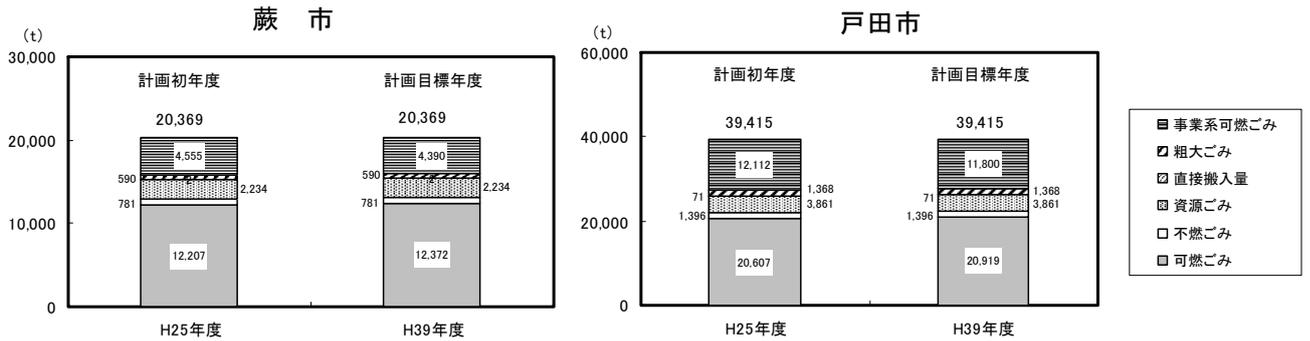


図 4-3 ごみ処理施設への搬入量の予測結果

(3) 資源化量の予測

1) 資源化量

両市の資源化量、リサイクル率は横ばいに推移すると予測しました。

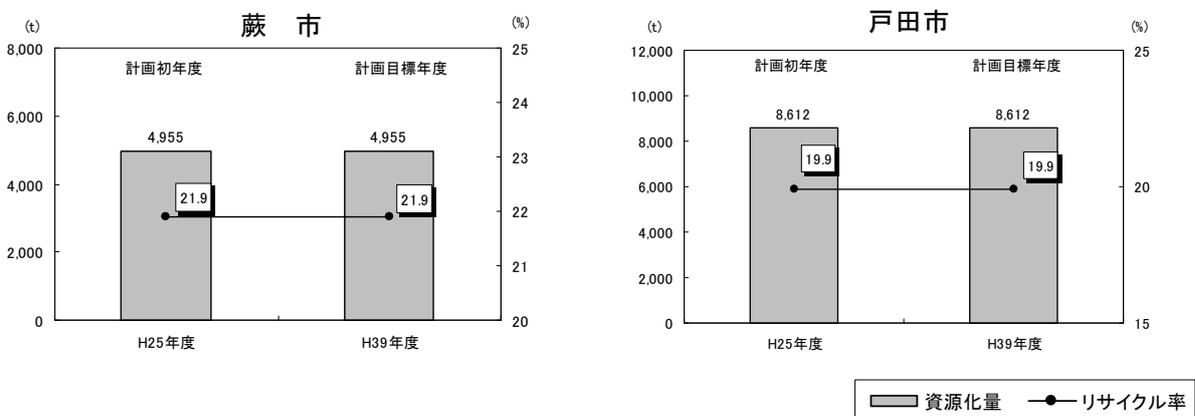


図 4-4 資源化量の予測結果

2) 紙類（古紙類）、布類等の直接資源化量

蕨戸田衛生センター組合を經由せず、直接資源化される量の推移は、図 4-5 に示すとおり予測しました。

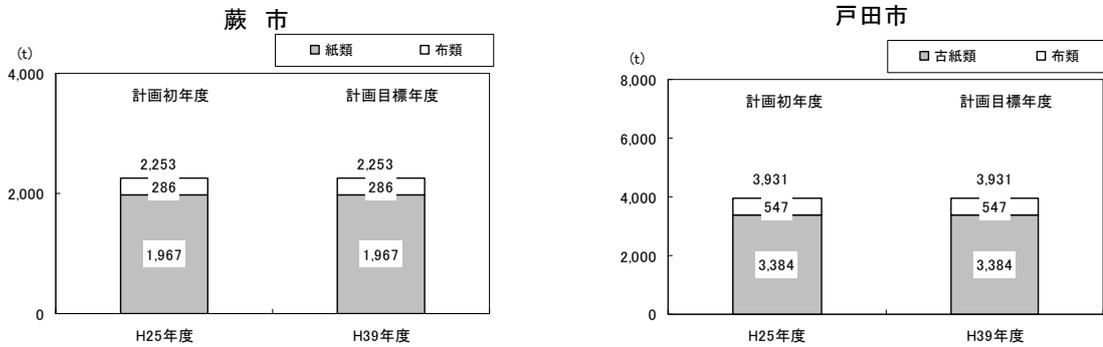


図 4-5 直接資源化量の予測結果

(4) 中間処理の予測

1) ごみ焼却量

ごみ焼却量は、横ばいに推移すると予測しました。

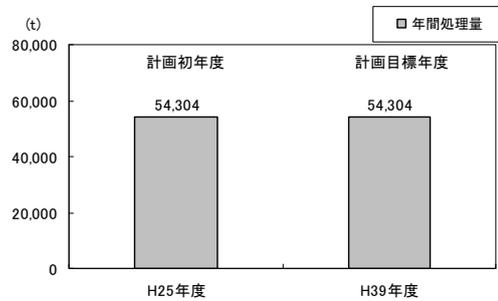


図 4-6 ごみ焼却量の予測結果

2) 粗大ごみ処理量

粗大ごみ処理量は、横ばいに推移すると予測しました。

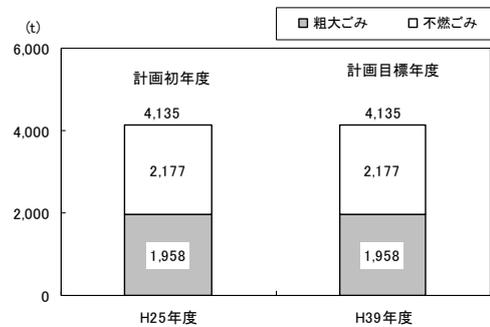


図 4-7 粗大ごみ処理施設の予測結果

3) リサイクルプラザの処理量

リサイクルプラザの処理量は、横ばいに推移すると予測しました。

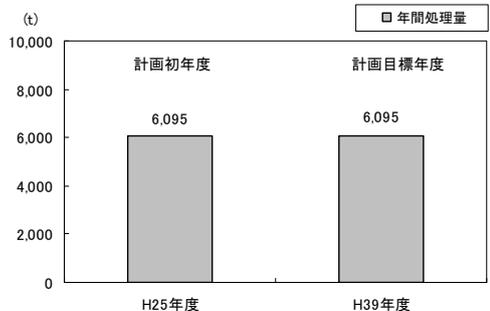


図 4-8 リサイクルプラザの予測結果

4) その他の処理量の予測

廃乾電池、廃蛍光管、廃バッテリー、廃消火器の処理量の予測は、図 4-9 に示すとおりです。

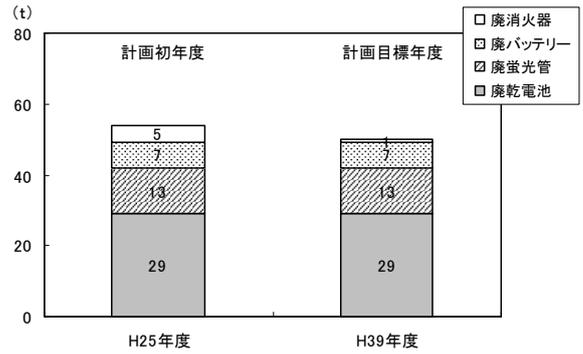


図 4-9 その他の処理量の予測結果

5) し尿処理量

し尿処理については、浄化槽汚泥がここ数年増加傾向を示します。公共下水道の普及などの要因はあるものの、増加すると予測しました。

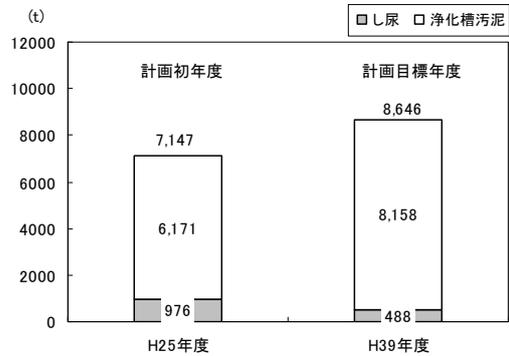


図 4-10 し尿処理施設の予測結果

(5) 最終処分量の予測

最終処分量も横ばいに推移すると予測しました。

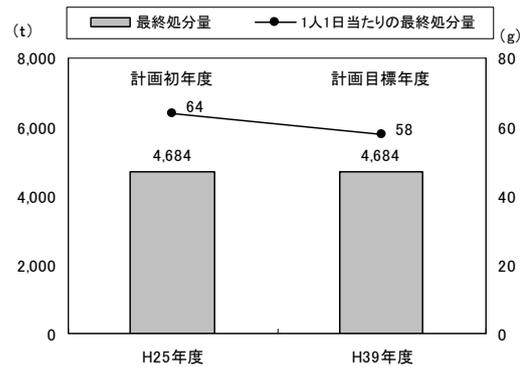


図 4-11 最終処分量の予測結果

第5章 基本計画の目標と目標達成に向けた施策

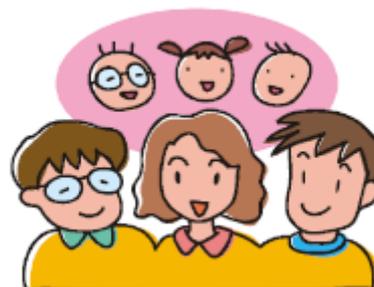
5.1 ごみ処理の基本理念

前計画では、「継続的な発展が可能となる資源循環型社会の形成」を大きな目標と位置付けて、ごみ処理に係る施策を掲げ、リサイクルシステムの構築を目指してきました。その間にごみの発生量は減少してきていますが、社会経済情勢の変化によっては増加傾向に転じるおそれがあります。また、資源化率は近年、横ばい傾向を示しており、更なる施策を講じる必要があります。なお、両市は最終処分場を所有しておらず、最終処分は県の施設や民間の処分場に依存している状況です。

以上のことから、両市では市民、事業者にご協力頂き、再使用できるものは、再使用してごみの発生を抑制し、資源化できるものは、ルールに沿った分別を行うことで再資源化を行い、ごみ焼却量を減らすことで、中間処理後に発生する最終処分量を、できる限り減らしていく必要性があります。

ごみ処理に対する施策を、両市のすべての方々にご理解いただき、行動を起こしていただければ、循環型社会の形成に向けて前進できるとともに、ごみ処理経費の削減につながります。

このようなことから、基本方針の下、課題の解決に向けた施策を行うことにより、更なる循環型社会の形成に向けて、ごみ処理行政を推進することとしました。



基本理念

(蕨市) (戸田市)

和 と 環境にやさしいまちから生まれる循環型社会

5.2 ごみ処理の基本方針

(1) 基本方針

- 1) ごみの減量化・資源化を推進します。
- 2) 排出されたごみは中間処理時に資源回収をより効果的に行います。
- 3) 蕨戸田衛生センター内の中間処理施設の集約化・効率化を図ります。
- 4) 二酸化炭素等の地球温暖化物質対策やダイオキシン類等の環境汚染物質の抑制に積極的に取り組みます。
- 5) 最終処分は減量化・安定化を図ります。
- 6) すべての関係者が一体となった取り組みによる地域社会づくりを進めます。

5.3 ごみの減量化目標

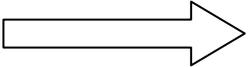
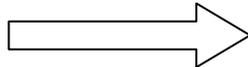
次世代の市民が担う負担を考慮するならば、今後、更に徹底した分別や資源化を推進することで、可能な限りごみ焼却量を減らし、コンパクトで、効率の良い施設運営体制を目指す必要があります。

そのためには、これまで焼却していたごみを焼却しない、焼却に代わのごみ処理方法の検討等が求められます。

- ① ごみを作らない出さない環境づくりの推進
- ② 徹底した分別によるごみ焼却量削減の推進
- ③ 環境負荷の低減と安全で安定したごみ処理の推進
- ④ 経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

これらの4つの減量化方針を掲げ、平成39年度を目標年度として、ごみの総排出量を平成22年度の66,000トから53,000トに抑制し、約20%の減量化を目指します。また、1人1日当たりのごみ排出量を、約660gまで削減することを目指します。焼却処理量については、54,000トから42,000トに削減することを目指します。

表5-1 ごみの減量化目標

年度 項目	平成25年 初年度	平成29年 5年後	平成34年 10年後	平成39年 目標年度
減量化目標		約10%削減		約20%削減
全体 1人1日当たり の排出量(g)		約770		約660

5.4 ごみの資源化目標

本計画の各種データが示すように、ごみの総排出量の横ばい傾向が続いていますが、最終処分場を持たず、他地域の地方公共団体に頼らざるを得ない私たちにとって、全国最終処分場の残余年数が平成22年度において19.3年であることは、常に考慮しなければならない大きな課題です。

計画目標年度には、25%を目標値としてリサイクルを推進していきます。

資源化計画に示す施策を講じることにより、可燃ごみに含まれる資源物を更に分別することで現状より10%資源化し、固化灰、不燃物残渣の最終処分量の減量化を達成できると考えています。

5.5 発生・抑制計画

発生・抑制の課題解決に向けて、次のような施策を推進していきます。

- (1) 環境教育、普及啓発の充実
- (2) 循環型ライフスタイルの促進
- (3) 事業者に対する減量化の指導
- (4) 環境物品等の使用促進
- (5) 容器包装廃棄物等の排出抑制
- (6) リサイクルフラワーセンターの維持管理（生ごみ減量化対策）
- (7) 家庭ごみの有料化の検討



現状では1人1日当たりの排出量は減少しており、人口が増加する中でも、ごみ総排出量は横ばいになると予測されることから、当分の間は推移の状況を見守り、必要な状況になった場合は検討することとします。



5.6 資源化計画

資源化の課題解決に向けて、次のような施策を推進していきます。

- (1) 剪定枝、草木等の資源化
- (2) 小型家電破碎処理物の資源化
- (3) 粗大ごみの再資源化
- (4) 事業系ごみの資源化
- (5) 固化灰、不燃物残渣の資源化



5.7 収集・運搬計画

収集・運搬の課題解決に向けて、次のような施策を推進していきます。

- (1) 分別区分
極力統一できるよう、随時検討していきます。
- (2) 収集・運搬体制
ごみ排出における分別状況に応じて、随時、収集・運搬体制の見直しを行うとともに、低公害収集車の導入を推奨します。
- (3) 収集方式
収集方式は、現状を維持していきます。ただし、夜間収集・戸別収集などの状況を踏まえて検討する必要があります。
- (4) 収集回数
収集回数は、現状を維持していきます。ただし、夜間収集・戸別収集などの状況を踏まえて検討する必要があります。
- (5) ごみ出しルールの徹底
- (6) 事業者への分別の徹底
- (7) 環境への配慮
- (8) ごみ出し困難者への対応

5.8 中間処理計画

中間処理を担う各施設は、安全性を重視した安定した施設運営が必要です。建設後20年以上たつ、し尿・ごみ焼却・粗大の各施設をはじめ、資源化施設のリサイクルプラザ等の課題解決に向け、次のような施策を推進していきます。

(1) 蕨戸田衛生センター内中間処理施設の更新・長寿命化

ごみ焼却施設は基幹設備を補修し、15年間延命化する工事を行いました。今後、周辺設備の維持補修が必要になりますが、ライフサイクルコストを低減しつつ、効率的な更新整備や保安全管理により機能保全を推進します。ストックマネジメントの考え方を基に、施設の健全度を診断し、劣化予測、再延命化の検討等を行いつつ、施設の更新についても検討します。

(2) 蕨戸田衛生センター処理施設の整備、設備の配置

(3) 非焼却処理への転換の検討

(4) 高効率ごみ発電の検討

(5) 多目的ストックヤードの整備

(6) 粗大ごみの自己搬入受入体制の検討

(7) 施設の節電対策（地球温暖化対策、余剰電力の有効活用）

(8) 焼却によらない発電手段の検討

(9) し尿（浄化槽汚泥）処理対策

(10) 環境への配慮

用語の解説

※ ライフサイクルコストとは、建物などの費用を、調達から使用、廃棄までの段階を全て含んだ費用のことです。

※ スtockマネジメントとは、既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことです。

5.9 最終処分計画

最終処分の課題解決に向けて、次のような施策を推進していきます。

(1) 減量化の検討

(2) 資源化の推進

(3) 安定した最終処分場の確保

5.10 その他の施策等

(1) 不適正処理、不法投棄対策

(2) 資源物の持ち去り対策

(3) 在宅医療廃棄物対策

(4) 一般廃棄物会計基準の導入促進の研究

(5) 地球温暖化対策

(6) 節電対策（使用電力量の削減）

(7) 災害廃棄物処理計画作成

(8) 震災等により発生する廃棄物の処理業務を継続できる仕組みの構築

(9) 焼却灰等に含まれる放射性物質濃度等の調査

(10) 周辺地域への貢献

(11) 標語等の普及

5.1.1 施策の実施時期

施策は15年の計画期間を5年ごとに3期に分けて、実施します。詳細は、表5-2(1)、(2)に示すとおりです。

表 5-2(1) 施策の実施時期

施 策		年 度		
		平成 25 年～ 平成 29 年	平成 30 年～ 平成 34 年	平成 35 年～ 平成 39 年
発 生 抑 制	環境教育、普及啓発の充実	検討して実施		
	循環型ライフスタイルの促進	検討して実施		
	事業者に対する減量化の指導の徹底	検討して実施		
	環境物品等の使用促進	検討して実施		
	容器包装廃棄物等の排出抑制	検討して実施		
	リサイクルフラワーセンターの維持管理（生ごみ減量化対策）	検討して実施		
	家庭ごみの有料化の検討	検討して判断		
資 源 化	剪定枝、草木等の資源化	検討して判断	実 施	
	小型家電破碎処理物の資源化	検討して判断	実 施	
	粗大ごみの再資源化	検討して判断	実 施	
	事業系ごみの資源化	検討して判断	実 施	
	固化灰、不燃物残渣の資源化	検討して判断	実 施	
収 集 ・ 運 搬	分別区分	検討して判断	実 施	
	収集・運搬体制	検討して判断	実 施	
	収集方式	検討して判断	実 施	
	収集回数	検討して判断	実 施	
	ごみ出しルールの徹底	検討して判断	実 施	
	事業者への分別の徹底	検討して判断	実 施	
	環境への配慮	検討して判断	実 施	
	ごみ出し困難者への対応	検討して実施		

表 5-2(2) 施策の実施時期

施 策	年 度	平成 25 年～	平成 30 年～	平成 35 年～
		平成 29 年	平成 34 年	平成 39 年
中 間 処 理	蕨戸田衛生センター内 中間処理施設の更新・長寿命化	検討して判断	実 施	
	蕨戸田衛生センター処理施設の 整備、設備の配置	検討して判断	実 施	
	非焼却処理への転換の検討	検討して判断	実 施	
	高効率ごみ発電の検討	検討して判断	実 施	
	多目的ストックヤードの整備	検討して判断	実 施	
	粗大ごみの自己搬入受入体制の検討	検討して判断	実 施	
	施設の節電対策（地球温暖化対策、余剰 電力の有効活用）	検討して判断	実 施	
	焼却によらない発電手段の検討	検討して判断	実 施	
	し尿（浄化槽汚泥）処理対策	検討して判断	実 施	
	環境への配慮	検討して実施		
最 終 処 分	減量化の検討	検討して実施		
	資源化の推進	検討して実施		
	安定した最終処分場の確保	検討して実施		
そ の 他 の 施 策 等	不適正処理、不法投棄対策	実 施		
	資源物の持ち去り対策	実 施		
	在宅医療廃棄物対策	検討して判断		
	一般廃棄物会計基準の導入促進の研究	検討して判断		
	地球温暖化対策	実 施		
	節電対策（使用電力量の削減、余剰電力 の有効活用）	実 施		
	災害廃棄物処理計画作成	検討して実施		
	震災等により発生する廃棄物の処理業 務を継続できる仕組みの構築	検討して実施		
	焼却灰等に含まれる放射性物質濃度等 の調査	実 施		
	周辺地域への貢献	実 施		
	標語等の普及	実 施		